

●香川県告示第337号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成22年8月24日から同年9月7日まで鶴羽漁業協同組合において縦覧に供する。

平成22年8月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

さぬき市津田町鶴羽1590番地3 大塩 正憲

さぬき市津田町鶴羽1408番地1 宇山 哲司

さぬき市津田町鶴羽564番地5 新開 祥希

2 加入区の名称

鶴羽加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

鶴羽漁業協同組合